令和８年度

熊　谷　市　水　道　事　業

水　質　検　査　計　画

熊谷市上下水道部

令和８年度　熊谷市水道事業　水質検査計画

○　水質検査計画とは

水質検査計画は、水道法に定められた水質基準に適合し、安全で安心な水道水を供給することを目的として、適正な水質検査を行うために検査の項目、頻度を定めたもので、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水道法施行規則により、水道事業者は水質検査計画を作成し、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対して情報提供することとされています。

○　水質検査計画の内容

１　基本方針・・・

1　基本方針

熊谷市水道事業は、供給する水道水の給水栓（蛇口）における水道水質基準への適合を確認するため、水道法に基づいて定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

また、水質基準項目以外の項目についても、必要に応じて検査を実施します。

2　水道事業の概要

⑴　水道事業の概要

平成１７年１０月に熊谷市、妻沼町、大里町が合併して新「熊谷市」が誕生し、その後、平成１９年２月に江南町を編入し、現在の熊谷市となりました。

熊谷市は関東平野のほぼ中央、埼玉県北部に位置し、区域は東西に約１４ｋｍ、南北に約２０ｋｍで面積が１５９．８２ｋｍ^{2}となっています。

市内の北部を流れる利根川と南部を流れる荒川の伏流水により、地下水に恵まれた地域であることから、水源を地下水で賄ってきましたが、地盤沈下の防止や水の安定供給を図るため、昭和５９年に利根川の表流水を水源とする埼玉県営水道（行田浄水場）からの県水の受水を開始しました。

熊谷市水道事業では、地下水及び県水を水源として、市内７給水区（東部、北部、西部、吉岡、大里、妻沼、江南）に水道水を供給しています（Ｐ７図－１「給水区域及び浄配水場位置図」参照)。

事業概要（令和６年度実績値）

項　　目	内　　容
水道事業体名	熊谷市水道事業
給水人口	１８６，１２４　人
給水戸数	８８，７８０　戸
年間総配水量	２４，９９６，３００　m^3
一日平均配水量	６８，４８３　m^3
年間取水量	２５，７０５，６３６　m^3
※水源種別　地下水　（	１７，７５７，０６８　m^3　６９．１%）
県水受水　（	７，９４８，５６８　m^3　３０．９%）
年間総有収水量	２１，３７１，３６７　m^3
有収率	８５．５　%
給水普及率	９７．２　%

⑵　水源の名称及び種別

熊谷市水道事業が保有する水源は井戸２１本(浅井戸１３本、深井戸８本)で、詳細は下表のとおりです。

給水区	系統	No.	水源名	深さ	所在地
①東部給水区 (浅井戸5本)	東部浄水場系	1	東部第1水源	20m	原島1031(東部浄水場内)
		2	東部第2水源	18m	原島878
		3	東部第3水源	20m	柿沼861-1
		4	東部第4水源	20m	原島674
		5	東部第5水源	20m	柿沼780-99
②北部給水区 (浅井戸1本)	北部浄水場系	6	北部第1水源	20m	今井945(北部浄水場内)
③西部給水区 (深井戸3本)	西部浄水場系	7	西部第1水源	150m	拾六間22-2(西部浄水場内)
		8	西部第2水源	150m	三ヶ尻2496
		9	西部第3水源	150.1m	三ヶ尻2127-1
④吉岡給水区 (浅井戸1本)	吉岡配水場系	10	吉岡第3水源	20m	村岡756-2
⑤大里給水区 (深井戸2本)	玉作浄水場系	11	大里第5水源	150m	津田1435-3
		12	大里第6水源	150m	津田1698-4
⑥妻沼給水区 (深井戸3本)	妻沼第2浄水場系	13	妻沼第4水源	250m	八ツ口174(妻沼第2浄水場内)
		14	妻沼第5水源	250m	八ツ口391-4
		15	妻沼第7水源	250m	八ツ口564
⑦江南給水区 (浅井戸6本)	江南浄水場系	16	江南第2水源	9.4m	樋春1222-2
		17	江南第3水源	10.4m	樋春818-1
		18	江南第4水源	14m	樋春1236-3
		19	江南第5水源	13.2m	樋春875
		20	江南第6水源	14.6m	樋春880-3
		21	江南第7水源	14.6m	樋春1068-9
		22	江南浄水場着水井	―	成沢926

⑶　浄水場の名称及び浄水方法

※日最大配水量及び日平均配水量は令和６年度実績値

給水区	浄配水場名	浄水処理方法等	
①東部給水区	東部浄水場	所在地	原島1031
		敷地面積	18,988㎡
		水源	浅井戸5本及び県水受水
		浄水処理方法	脱炭酸処理(空気接触方式)+滅菌消毒
		日最大配水量	36,578㎥/日
		日平均配水量	33,643㎥/日
		配水池	4池(RC造・半地下式) 有効貯水量合計21,188㎥
		その他	西部配水場へ送水
②北部給水区	北部浄水場	所在地	今井945
		敷地面積	4,036㎡
		水源	浅井戸1本
		浄水処理方法	滅菌消毒のみ
		日最大配水量	―
		日平均配水量	―
		配水池	2池(RC造・半地下式) 有効貯水量合計1,500㎥
		その他	北部配水場へ全量送水
	北部配水場	所在地	今井462
		敷地面積	13,434㎡
		水源	北部浄水場からの受水及び県水受水
		浄水処理方法	―
		日最大配水量	5,215㎥/日
		日平均配水量	4,609㎥/日
		配水池	1池(PCタンク2層式) 有効貯水量合計10,500㎥
③西部給水区	西部浄水場	所在地	拾六間22-2
		敷地面積	3,474㎡
		水源	浅井戸3本及び西部配水場からの受水
		浄水処理方法	滅菌消毒のみ
		日最大配水量	2,515㎥/日
		日平均配水量	1,477㎥/日
		配水池	3池(RC造) 有効貯水量合計1,916㎥
		その他	御稜威ケ原配水場へ送水

給水区	浄配水場名	浄　水　処　理　方　法　等	
	西部配水場	所　在　地	新堀431
		敷　地　面　積	6,770㎡
		水　　源	東部浄水場からの受水
		浄水処理方法	―
		日最大配水量	9,050㎥/日
		日平均配水量	7,224㎥/日
		配　水　池	3池(RC造・半地下式) 有効貯水量合計4,376㎥
		そ　の　他	西部浄水場及び御稜威ケ原配水場へ送水
	御稜威ケ原配水場	所　在　地	御稜威ケ原521-4
		敷　地　面　積	1,975㎡
		水　　源	西部浄水場及び西部配水場からの受水
		浄水処理方法	―
		日最大配水量	2,755㎥/日
		日平均配水量	1,657㎥/日
		配　水　池	4池(RC造・半地下式) 有効貯水量合計2,350㎥
④吉岡給水区	吉岡配水場	所　在　地	楊井1826-1
		敷　地　面　積	2,967㎡
		水　　源	浅井戸1本
		浄水処理方法	紫外線処理(内照式配管接続型)+滅菌消毒
		日最大配水量	1,909㎥/日
		日平均配水量	1,612㎥/日
		配　水　池	2池(RC造・半地下式) 有効貯水量合計1,610㎥

給水区	浄配水場名	浄水処理方法等	
⑤大里給水区	玉作浄水場	所在地	玉作3518
		敷地面積	6,175㎡
		水源	深井戸2本
		浄水処理方法	滅菌消毒のみ
		日最大配水量	—
		日平均配水量	—
		配水池	2池(RC造) 有効貯水量合計2,870㎥
		その他	青山配水場へ全量送水
	青山配場	所在地	青山9-13
		敷地面積	1,993㎡
		水源	玉作浄水場からの受水及び県水受水
		浄水処理方法	—
		日最大配水量	2,998㎥/日
		日平均配水量	2,742㎥/日
		配水池	2池(PCタンク) 有効貯水量合計2,870㎥
⑥妻沼給水区	妻沼第2浄水場	所在地	八ツ口174
		敷地面積	8,093㎡
		水源	深井戸3本
		浄水処理方法	急速ろ過処理(除鉄・除マンガン)+滅菌消毒
		日最大配水量	4,669㎥/日
		日平均配水量	3,264㎥/日
		配水池	1池(PCタンク) 有効貯水量合計2,400㎥
		その他	妻沼新第2浄水場へ送水
	妻沼新第2浄水場	所在地	八ツ口181
		敷地面積	5,715㎡
		水源	妻沼第2浄水場からの受水及び県水受水
		浄水処理方法	—
		日最大配水量	6,805㎥/日
		日平均配水量	5,813㎥/日
		配水池	2池(PCタンク) 有効貯水量合計8,600㎥

給水区	浄配水場名	浄水処理方法等	
⑦江南給水区	江南浄水場	所在地	成沢926
		敷地面積	10,125㎡
		水源	浅井戸6本及び県水受水
		浄水処理方法	膜処理(外圧式MF膜)+滅菌消毒
		日最大配水量	6,273㎥/日
		日平均配水量	5,169㎥/日
		配水池	4池(RC造・半地下式) 有効貯水量合計5,000㎥
			1池(PCタンク・2層式) 有効貯水量合計1,250㎥
		その他	小江川増圧配水場及び塩増圧配水場へ送水
	小江川増圧配水場	所在地	小江川922-2
		敷地面積	2,000㎡
		水源	江南浄水場からの受水
		浄水処理方法	―
		日最大配水量	874㎥/日
		日平均配水量	650㎥/日
		配水池	2池(ステンレスタンク) 有効貯水量合計1,000㎥
	塩増圧配水場	所在地	塩88-1
		敷地面積	1,262㎡
		水源	江南浄水場からの受水
		浄水処理方法	―
		日最大配水量	780㎥/日
		日平均配水量	622㎥/日
		配水池	1池(RC造) 有効貯水量合計480㎥

図－１　給水区域及び浄配水場位置図

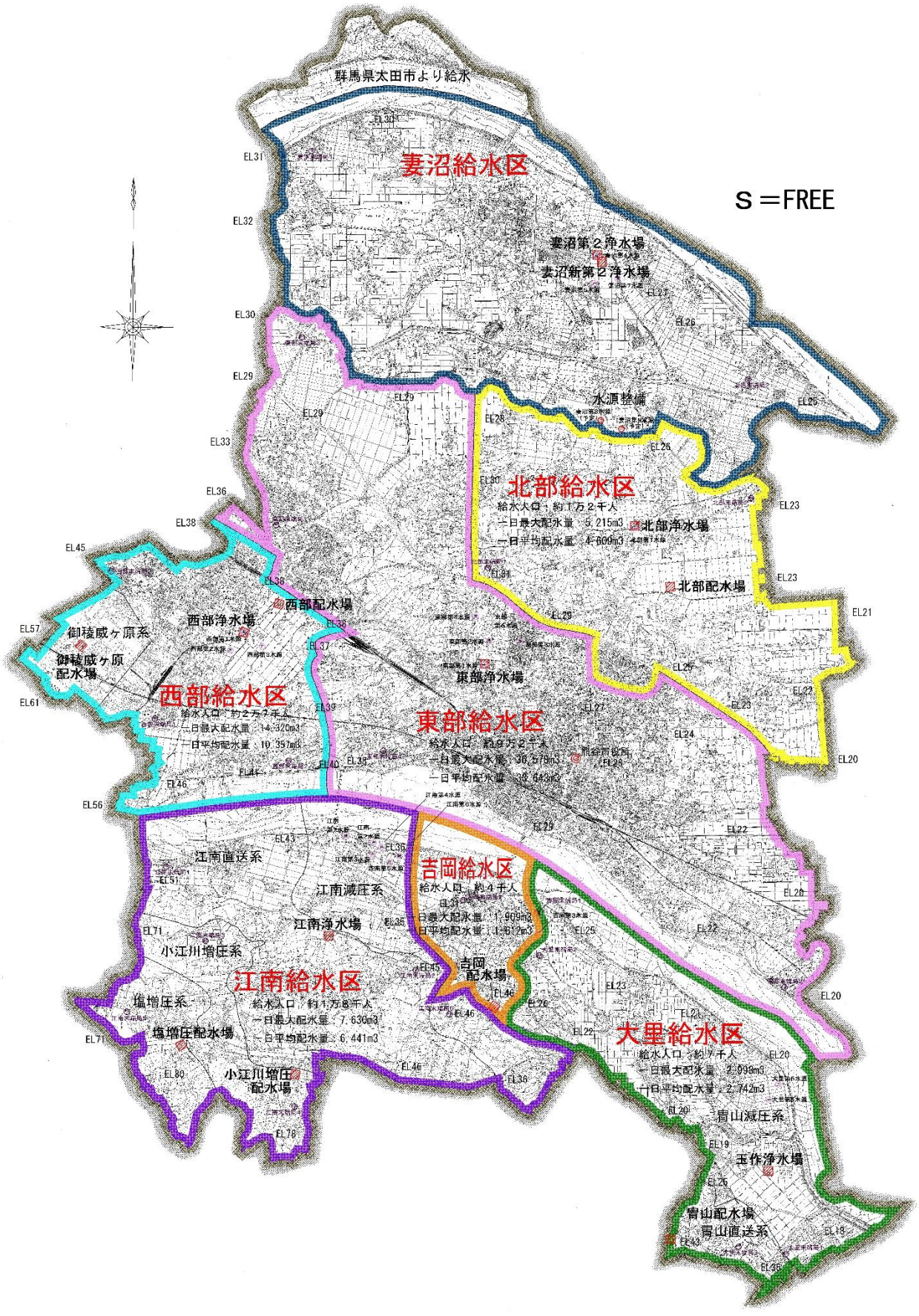

※　令和８年３月１日現在

3　原水及び浄水の水質状況

熊谷市水道事業の水源である地下水と県水のうち、地下水のこれまでの水質検査結果はすべて良好な状態です。各浄水場で滅菌等の処理を行った浄水についても、これまでの検査結果から水道法に基づく水質基準を常に下回っており、すべて水質基準に適合した安全で良質な水といえます。

また、各水源については、周囲に工場や畜産関係の施設もほとんどなく、水質汚染のおそれは少ないですが、引き続き本計画に基づいて水質の監視を行います。

各給水区域における過去の原水及び浄水の水質検査結果は、熊谷市のホームページで公表します。

また、県水（行田浄水場系）の水質状況については、県行田浄水場（原水及び浄水）、妻沼新第２浄水場（熊谷市が受水する県水のうち末端にある施設）及び神川町中央浄水場（行田浄水場系の最末端にあたる地点）の３地点について、埼玉県水質管理センターが実施する水質検査の結果を注視するほか、急激な水質変動時等における連絡体制を構築しています。

なお、各給水区域における水源（地下水）の水質状況は以下のとおりです。

⑴　東部給水区（東部浄水場系）

東部浄水場系の水源は、水道管を痛める原因となる浸食性遊離炭酸がやや多いため、エアレーション方式（空気接触方式）による脱炭酸処理をしています。

⑵　北部給水区（北部浄水場系）

北部浄水場系の水源は、硬度がやや高くなっていますが、特に問題ありません。

⑶　西部給水区（西部浄水場系）

西部浄水場系の水源は、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素がやや高いことや、取水量が比較的少ないことから、東部浄水場から送水した浄水と混合しています。

硬度がやや高くなっていますが、特に問題ありません。

⑷　吉岡給水区（吉岡配水場系）

吉岡配水場系の水源は、過去に大腸菌が検出されたことがあるため、紫外線処理施設（内照式配管接続型紫外線照射設備）による紫外線処理をしています。

⑸　大里給水区（玉作浄水場系）

玉作浄水場系の水源は、硬度がやや高くなっていますが、特に問題ありません。

⑹　妻沼給水区（妻沼第２浄水場系）

妻沼第２浄水場系の水源は、鉄及びマンガンがやや多いため、急速ろ過により除鉄及び除マンガンの処理を行っています。

また、ｐＨ値については水質基準値内ではありますが、やや高めの傾向があります。

⑺　江南給水区（江南浄水場系）

江南浄水場系の水源は、過去に大腸菌等が検出されたことがあるため、膜ろ過施設（外圧式ＭＦ膜）による膜処理をしています。

4　水質検査における採水地点

⑴　原水採水地点

原水については、２ページに記載の各水源及び江南浄水場着水井で採水します。

⑵　浄水採水地点

浄水については、浄・配水場の配水区域ごとに配水管の末端となる以下の給水栓等で採水します。

浄水採水地点一覧

No.	給水区	浄・配水場系統	採水地点名	所在地
1	東部	東部浄水場系	東別府排泥管	東別府 2050 付近
2	東部	東部浄水場系	久下第１公園末端局	久下 1-42
3	北部	北部配水場系	上中条集会所末端局	上中条 1414-1
4	北部	北部配水場系	池上末端排出管	池上 483
5	西部	西部浄・配水場系	外原西公園末端局	拾六間 825-46
6	西部	西部配水場系	みいずが原公園	御稜威ケ原 284
7	西部	西部浄・配水場系	大麻生公民館	大麻生 1010
8	吉岡	吉岡配水場系	万吉石田公園	万吉 572-358
9	大里	冑山配水場系	上恩田浄水場内末端局	上恩田 254
10	妻沼	妻沼第２浄水場系	間々田出荷組合出荷所	間々田 86
11	妻沼	妻沼第２浄水場系	秦公民館末端局	葛和田 922-1
12	江南	江南浄水場系	上新田広場末端局	上新田 100-1
13	江南	江南浄水場系	楊井集会所	楊井 763-1
14	江南	塩増圧配水場系	江南総合公園末端局	板井 377-1
15	江南	小江川増圧配水場系	千代ふるさと公園休憩舎	千代 441-6
16	江南	江南浄水場系	江南浄水場内給水栓	成沢 926

5　水質検査項目及び検査頻度の考え方

水質検査項目については、水道法に規定され検査義務のある水質基準項目をはじめ、検査義務のない水質管理目標設定項目についても、実情に合わせて一部項目で検査を行います。

6　原水（地下水）検査

⑴　全項目検査（Ｐ１５「別表－１　基準項目検査頻度」参照）

浄水における水質基準全５２項目のうち、原水でも検査可能な４０項目（浄水における水質基準全５２項目のうち、基２２から３２の計１１項目は消毒副生成物であるため、また、基４９（味）については原水で検査する必要のない項目であるため）を参考として適用し、原水の全項目検査として各水源で年１回検査します。

→　原水採水地点No.：１～２１

⑵　クリプトスポリジウム※1指標菌※2（Ｐ１５「別表－１　基準項目検査頻度」参照）

クリプトスポリジウム指標菌である嫌気性芽胞菌及び大腸菌について、吉岡及び江南給水区の各水源については年３回（ただし江南給水区については各水源で年１回、江南浄水場着水井で年２回）、その他の各水源については年４回検査します。

→　原水採水地点No.：１～２２

※１　クリプトスポリジウムとはアピコンプレックス門に属する原虫で、脊椎動物に広く感染します。一般に細菌、ウイルス等に比べて消毒剤に対する抵抗性が強く、感染に必要な生物数が少ないため、水道水が汚染されると集団感染を引き起こす危険があります。人に感染すると下痢や腹痛などの症状が数日から数週間続きます。

（日本水道協会「上水試験方法」（２０２０年版）を参考に作成）

※２　クリプトスポリジウム指標菌とは、それらが原水において検出された場合にクリプトスポリジウムの存在を疑わせる指標となる菌で、厚生労働省「クリプトスポリジウム等対策指針」に定められています。具体的には、これらの指標菌が原水中から検出された場合には、その原水が家畜等の糞便に汚染されている可能性を示し、家畜等の糞便中に存在するクリプトスポリジウムそのものが検出されない場合でも、対策が必要となります。

⑶　クリプトスポリジウム及びジアルジア（Ｐ１５「別表－１　基準項目検査頻度」参照）

クリプトスポリジウム及びジアルジアについては、過去に指標菌が検出された吉岡給水区においては全１水源、江南給水区においては江南浄水場の着水井で、それぞれ年１回検査します。

→　原水採水地点No.：１０、２２

⑷　水質管理目標設定項目（Ｐ１６「別表－２　水質管理目標設定項目検査頻度」参照）

①　各給水区を代表する水源で独自に実施する検査

ア　水質管理目標設定項目（農薬類を除く２０項目）

各給水区における原水の状況を把握するため、水質管理目標設定項目のうち農薬類を除く２０項目を年１回、それぞれの給水区を代表する（各給水区において最も取水量の多い）以下の水源で検査します。

→　原水採水地点No.：２、６、８、１０、１１、１５，１８

イ　水質管理目標設定項目（農薬類）

水質管理目標設定項目のうち「農薬類」について、年１回、それぞれの給水区を代表する（各給水区において最も取水量の多い）以下の水源で検査します。

また、浄水と同様に「総農薬方式」によることとし、検査項目は後述する埼玉県水道水質管理計画に基づく農薬類の検査と同様に３７項目とします（Ｐ１７「別表－３　水質管理目標設定項目（うち農薬類）検査頻度」参照）。

ただし、江南給水区（江南第４水源）については重複となるため、後述する埼玉県水道水質管理計画に基づく検査をもってこれに替えます。

→　原水採水地点No.：２、６、８、１０、１１、１５

②　埼玉県水道水質管理計画に基づく検査

埼玉県水道水質管理計画には埼玉県内の水源の水質監視に関する事項が定められており、熊谷市水道事業においては江南第４水源（浄水項目は上新田広場）が水源監視地点として設定されています。

検査項目は水質管理目標設定項目のうち１２項目で、実施時期は全１２項目と農薬類を除く１１項目に分け、以下のとおり検査します。

なお、農薬類の検査については「検査項目」（２３項目）と「可能な範囲で検査する検査項目」（１４項目）に細分されていますが、熊谷市水道事業ではそれぞれ全項目（合計３７項目）を検査します（Ｐ１７「別表－３　水質管理目標設定項目（うち農薬類）検査頻度参照）。

ア　水質管理目標設定項目１２項目：７～８月の任意の月

※水質管理目標設定項目１１項目＋農薬類（細分３７項目）

イ　水質管理目標設定項目１１項目：１～２月の任意の月

→　原水採水地点No.：１８

7　浄水検査

⑴　水質基準項目（Ｐ１５「別表－１　基準項目検査頻度」参照）

① 全項目検査

水質基準の全５２項目を年１回、全５２項目のうちかび臭２項目（ジェオスミン及び２－メチルイソボルネオール）を除く５０項目を年３回、以下の採水地点で検査します。

なお、かび臭２項目は概ねひと月に１回以上検査することとなっていますが、水道法施行規則第１５条において「過去の検査結果が基準値の２分の１を超えたことがなく、かつ原水が地下水であること並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合」に省略できることとなっており、熊谷市水道事業が保有する各水源はこれに該当することから、年１回に省略します。

ただし、年１回の検査については、藻類が増殖する夏期（７月または８月）に実施することとします。

→ 浄水採水地点No.：２、３、５、６、８、９、１１～１５

② 毎月検査項目

水質基準の全５２項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）、ｐＨ値、味、臭気、色度、濁度の計１０項目（省略不可１０項目）を以下の採水地点で年８回（上記①と合わせて毎月１回）検査します。

→ 浄水採水地点No.：２、３、５、６、８、９、１１～１５

⑵ 水質管理目標設定項目（Ｐ１６「別表－２　水質管理目標設定項目検査頻度」参照）

① 水質管理目標設定項目（農薬類を除く２３項目）

各給水区域における水質の現状把握のため、水質管理目標設定項目のうち農薬類を除く２３項目を以下の採水地点で年１回検査します。

→ 浄水採水地点No.：２、３、５、６、８、９、１１～１５

② 水質管理目標設定項目（農薬類）

水質管理目標設定項目のうち「農薬類」については、地表の影響を受けやすい浅井戸を水源とする東部給水区、北部給水区、吉岡給水区及び江南給水区においてそれぞれ年１回検査します（江南給水区については江南浄水場内給水栓で採水）。

「農薬類」には、現在１１５項目が含まれていますが、市内の米麦、野菜等の作付け状況及び市内における農薬の出荷状況等、本市の実情に合わせて８７項目を自主的に検査します（Ｐ１７「別表－３　水質管理目標設定項目（うち農薬類）検査頻度）参照）。

なお、農薬類については、下記の式で与えられる検出指標値が１を超えないこととし、「総農薬方式」※３により水質管理目標設定項目に位置付けます。

→　浄水採水地点No.：２、３、８、１６

※３　検出指標値の計算方法（総農薬方式）

$$DI = \sum \frac{DVi}{GVi}$$

DI＝検出指標値
Dvi＝農薬iの検出値
Gvi＝農薬iの目標値

⑶　１日１回行う水質検査項目（毎日検査）

毎日検査として、各給水区域の末端である以下の採水地点で色、濁り、消毒の残留効果について１日１回検査し、水道水の安全を確認します。

→　浄水採水地点No.：１～１５

8　水質検査方法

水質検査方法は、水質基準に関する厚生労働省令に基づいて定められた検査方法等によることとします。

9　臨時の水質検査

臨時の水質検査は、以下のような状況により水質基準に適合しないおそれがある場合に実施します。

⑴　水源の水質が著しく悪化したとき
⑵　水源に異常があったとき
⑶　水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
⑷　浄水処理過程に異常があったとき
⑸　配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
⑹　災害時等、広範囲で水質基準超過のおそれがあるとき
⑺　その他特に必要があると認められたとき

10　水質検査の実施方法

熊谷市水道事業における水質検査は、水道法第２０条の厚生労働大臣登録検査機関に委託して実施するものとし、委託の範囲は、本計画に基づく検査の項目及び頻度の水質検査とし、試料採取及び運搬を含めた委託とします（毎日検査を除く）。

試料の採取は厚生労働省告示の水質検査方法に従って実施し、項目により採取後１２時間以内に検査が開始できるよう保冷して受託者が検査施設まで運搬します。

また、臨時検査の場合は、状況に応じて自己採取または受託者による採取とし、自己採取の場合においても、厚生労働省告示の水質検査方法に従って実施し、項目により採取後１２時間

以内に検査が開始できるよう保冷して検査施設まで運搬するか、引渡しを行います。

検査の実施状況の確認方法は、検査の記録やデータ等（検量線や検査員氏名等が記載された検査結果の根拠となる書類等を含む）によるものとし、精度管理の実施状況や水質検査に関する第三者機関による品質管理の認証状況等についても確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入調査等を実施します。

なお、令和７年度は内藤環境管理株式会社に委託し、書面による確認のほか検査施設への立入調査を実施し、検査状況等に問題がないことを確認しました。

11　水質検査の計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎年見直します。

また、水質検査計画及び浄水（水質基準項目）の検査結果は、広報誌、閲覧、熊谷市ホームページ等の手段により公表します。

12　水質検査の精度と信頼性の確保について

水質検査の信頼性を確保するため、委託検査項目について正確かつ精度の高い検査の実施に留意するとともに、原則として水質基準の１/１０以下の定量下限値を確保しています。

13　関係者との連携について

水質事故が発生した場合等は、関係機関（厚生労働省、県所管課、保健所等）と連携して調査を行うほか、必要に応じて水質検査を実施します。

14　クリプトスポリジウムが検出された場合の対応について

水質検査によりクリプトスポリジウムが検出された場合、直ちに汚染されているおそれのある原水の取水停止、水源の切替え等を実施します。

その場合、クリプトスポリジウム等による感染症の拡大を防止するため、また、水道利用者に混乱を招くことのないよう、水道水を飲用することによりクリプトスポリジウム症に感染する危険があることについて、各種手段（広報車、びら、報道機関等）を活用して迅速かつ確実に広報を行います。

15　水道水中の放射性物質の測定について

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災における、東京電力福島第１原子力発電所の事故にともない、放出された放射性物質を監視するため、浄水中の放射性セシウム（Ｃｓ－１３４及びＣｓ－１３７）の測定を年４回実施します。

16　埼玉県から供給される水道用水（県水）の水質検査について

埼玉県（行田浄水場）から供給される水道用水（県水）の水質検査については、埼玉県水質管理センターが実施する水質検査をもってこれに替えます。

別表－１　基準項目検査頻度

水質基準項目		原水(水源井計21本)		浄　水	備　考
		吉岡給水区(1本) 江南給水区(6本)	ほか14本	全11箇所	
		(40項目+3項目)	(40項目+2項目)	(52項目)	
基1	一般細菌	年1回	年1回	年12回	
基2	大腸菌	年1回	年1回	年12回	
基3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基4	水銀及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基5	ｾﾚﾝ及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基6	鉛及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基7	ﾋ素及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基8	六価ｸﾛﾑ化合物	年1回	年1回	年4回	
基9	亜硝酸態窒素	年1回	年1回	年4回	
基10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	年1回	年1回	年4回	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回	年1回	年12回	
基12	ﾌｯ素及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基13	ﾎｳ素及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基14	四塩化炭素	年1回	年1回	年4回	
基15	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	年1回	年1回	年4回	
基16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	年1回	年1回	年4回	
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	年1回	年1回	年4回	
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	年1回	年1回	年4回	
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	年1回	年1回	年4回	
基20	PFOS及びPFOA	年1回	年1回	年4回	
基21	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	年1回	年1回	年4回	
基22	塩素酸	—	—	年4回	
基23	ｸﾛﾛ酢酸	—	—	年4回	
基24	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ	—	—	年4回	
基25	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	—	—	年4回	
基26	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	—	—	年4回	
基27	臭素酸	—	—	年4回	
基28	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	—	—	年4回	
基29	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	—	—	年4回	
基30	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	—	—	年4回	
基31	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	—	—	年4回	
基32	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	—	—	年4回	
基33	亜鉛及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基34	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基35	鉄及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基36	銅及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基37	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基38	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基39	塩化物ｲｵﾝ	年1回	年1回	年12回	
基40	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	年1回	年1回	年4回	
基41	蒸発残留物	年1回	年1回	年4回	
基42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	年1回	年1回	年4回	
基43	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	年1回	年1回	年1回	
基44	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	年1回	年1回	年1回	
基45	非ｲｵﾝ界面活性剤	年1回	年1回	年4回	
基46	ﾌｪﾉｰﾙ類	年1回	年1回	年4回	
基47	有機物(TOC)	年1回	年1回	年12回	
基48	pH値	年1回	年1回	年12回	
基49	味	—	—	年12回	
基50	臭気	年1回	年1回	年12回	
基51	色度	年1回	年1回	年12回	
基52	濁度	年1回	年1回	年12回	
ｸﾘﾌﾟﾄ指標菌	嫌気性芽胞菌	年3回	年4回	—	
ｸﾘﾌﾟﾄ指標菌	大腸菌	年3回	年4回	—	
その他	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱ	年1回	—	—	

別表－２　水質管理目標設定項目検査頻度

水質管理目標設定項目		原水		浄水	
		東部第2水源 北部第1水源 西部第2水源 吉岡第3水源 大里第5水源 妻沼第7水源 江南第4水源	江南第4水源 ※埼玉県水道水質管理計画に基づく検査	久下第1公園 上中条集会所 万吉石田公園 上新田広場	外原西公園 上恩田浄水場 秦公民館 楊井集会所
		（21項目）	（12項目）	（24項目）	（23項目）
目1	ｱﾝﾁﾓﾝ及びその化合物	年1回	年2回	年1回	年1回
目2	ｳﾗﾝ及びその化合物	年1回	年2回	年1回	年1回
目3	ﾆｯｹﾙ及びその化合物	年1回	年2回	年1回	年1回
~~目4~~	~~亜硝酸態窒素　※1~~				
目5	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	年1回	年2回	年1回	年1回
~~目6~~	~~ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ　※1~~				
~~目7~~	~~1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ　※1~~				
目8	ﾄﾙｴﾝ	年1回	年2回	年1回	年1回
目9	ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ	年1回	年2回	年1回	年1回
~~目10~~	~~亜塩素酸　※2~~				
~~目11~~	~~塩素酸　※1~~				
~~目12~~	~~二酸化塩素　※2~~				
目13	ｼﾞｸﾛﾛｱｾﾄﾆﾄﾘﾙ		年2回　※3	年1回	年1回
目14	抱水ｸﾛﾗｰﾙ		年2回　※3	年1回	年1回
目15	農薬類	年1回　※4	年1回	年1回　※5	
目16	残留塩素			年1回	年1回
目17	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	年1回		年1回	年1回
目18	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	年1回		年1回	年1回
目19	遊離炭酸	年1回		年1回	年1回
目20	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	年1回	年2回	年1回	年1回
目21	ﾒﾁﾙ-t-ﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ（MTBE）	年1回	年2回	年1回	年1回
目22	有機物等（KMnO4）	年1回		年1回	年1回
目23	臭気強度（TON）	年1回		年1回	年1回
目24	蒸発残留物	年1回		年1回	年1回
目25	濁度	年1回		年1回	年1回
目26	pH値	年1回		年1回	年1回
目27	腐食性（ﾗﾝｹﾞﾘｱ指数）	年1回		年1回	年1回
目28	従属栄養細菌	年1回		年1回	年1回
目29	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	年1回	年2回	年1回	年1回
目30	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	年1回		年1回	年1回

※１　目４・６・７・１１は欠番となっています。

※２　目１０・１２については、消毒剤に二酸化塩素を使用していないので除きます。

※３　消毒副生成物であるため、浄水（上新田広場）で検査します。

※４　江南第４水源を除く（埼玉県水道水質管理計画に基づく検査として別途実施）。

※５　浄水における江南給水区域の農薬類については、江南浄水場内給水栓で検査します。

別表－３　水質管理目標設定項目（うち農薬類）検査頻度

番号	厚労省リスト番号	項目	原水 ※1			浄水		
			東部第2水源 吉岡第3水源	北部第1水源 大里第5水源	西部第2水源 妻沼第7水源	江南第4水源	区分 検/可 ※2	久下第1公園 万吉石田公園	上中条集会所 江南浄水場内給水栓
			（37項目）			（37項目）		（87項目）	
1	1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	年1回			年1回	検	年1回	
2	3	2,4-D(2,4-PA)	年1回			年1回	検	年1回	
3	4	EPN						年1回	
4	5	MCPA	年1回			年1回	検	年1回	
5	6	アシュラム						年1回	
6	7	アセフェート	年1回			年1回	可	年1回	
7	8	アトラジン						年1回	
8	11	アラクロール						年1回	
9	12	イソキサチオン	年1回			年1回	検	年1回	
10	15	イソプロチオラン(IPT)						年1回	
11	16	イプフェンカルバゾン	年1回			年1回	検	年1回	
12	18	イミノクタジン	年1回			年1回	可	年1回	
13	20	エスプロカルブ						年1回	
14	21	エトフェンプロックス						年1回	
15	23	オキサジクロメホン						年1回	
16	24	オキシン銅(有機銅)						年1回	
17	26	カズサホス	年1回			年1回	可	年1回	
18	27	カフェンストロール						年1回	
19	28	カルタップ						年1回	
20	29	カルバリル(NAC)						年1回	
21	30	カルボフラン	年1回			年1回	検	年1回	
22	31	キノクラミン(ACN)	年1回			年1回	可	年1回	
23	32	キャプタン						年1回	
24	34	グリホサート						年1回	
25	35	グルホシネート	年1回			年1回	可	年1回	
26	38	クロルピリホス						年1回	
27	39	クロロタロニル(TPN)	年1回			年1回	検	年1回	
28	40	シアナジン	年1回			年1回	可	年1回	
29	41	シアノホス(CYAP)	年1回			年1回	検	年1回	
30	42	ジウロン(DCMU)	年1回			年1回	検	年1回	
31	43	ジクロベニル(DBN)	年1回			年1回	検	年1回	
32	45	ジクワット	年1回			年1回	可	年1回	
33	46	ジスルホトン(エチルチオメトン)						年1回	
34	47	ジチオカルバメート系農薬	年1回			年1回	可	年1回	
35	48	ジチオピル						年1回	
36	49	シハロホップブチル	年1回			年1回	検	年1回	
37	50	シマジン(CAT)	年1回			年1回	検	年1回	
38	51	ジメタメトリン						年1回	
39	53	シメトリン						年1回	
40	54	ダイアジノン	年1回			年1回	検	年1回	
41	55	ダイムロン						年1回	
42	56	ﾀﾞｿﾞﾒｯﾄ、ﾒﾀﾑ(ｶｰﾊﾞﾑ)及びﾒﾁﾙｲｿﾁｵｼｱﾈｰﾄ	年1回			年1回	可	年1回	
43	58	チウラム	年1回			年1回	検	年1回	
44	59	チオジカルブ						年1回	
45	60	チオファネートメチル						年1回	
46	61	チオベンカルブ						年1回	
47	62	テフリルトリオン	年1回			年1回	可	年1回	
48	64	トリクロピル	年1回			年1回	検	年1回	
49	65	トリクロルホン(DEP)	年1回			年1回	検	年1回	
50	67	トリフルラリン						年1回	
51	69	パラコート	年1回			年1回	可	年1回	
52	71	ピラクロニル	年1回			年1回	可	年1回	
53	72	ピラゾキシフェン						年1回	
54	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	年1回			年1回	検	年1回	
55	75	ピリブチカルブ						年1回	
56	76	ピロキロン						年1回	
57	77	フィプロニル	年1回			年1回	検	年1回	
58	78	フェニトロチオン(MEP)	年1回			年1回	検	年1回	
59	79	フェノブカルブ(BPMC)						年1回	
60	80	フェリムゾン						年1回	
61	81	フェンチオン(MPP)						年1回	
62	82	フェントエート(PAP)	年1回			年1回	検	年1回	
63	83	フェントラザミド						年1回	
64	85	ブタクロール						年1回	
65	86	ブタミホス						年1回	
66	87	ブプロフェジン						年1回	
67	88	フルアジナム						年1回	
68	89	プレチラクロール						年1回	
69	91	プロチオホス						年1回	
70	92	プロピコナゾール						年1回	
71	94	プロベナゾール	年1回			年1回	検	年1回	
72	95	ブロモブチド						年1回	
73	96	ベノミル						年1回	
74	97	ペンシクロン						年1回	
75	98	ベンゾビシクロン						年1回	
76	99	ベンゾフェナップ						年1回	
77	100	ベンタゾン	年1回			年1回	可	年1回	
78	101	ペンディメタリン						年1回	
79	102	ベンフラカルブ						年1回	
80	105	ホスチアゼート	年1回			年1回	可	年1回	
81	106	マラチオン(マラソン)						年1回	
82	107	メコプロップ(MCPP)						年1回	
83	108	メソミル						年1回	
84	109	メタラキシル						年1回	
85	110	メチダチオン(DMTP)	年1回			年1回	検	年1回	
86	113	メフェナセット						年1回	
87	115	モリネート	年1回			年1回	検	年1回	

※１　原水の農薬検査について、江南第４水源は埼玉県水道水質管理計画に基づく検査として実施し、それ以外の水源は独自検査として実施します。

※２　原水（埼玉県水道水質管理計画に基づく検査項目）の区分について
検・・・検査項目（計２３項目）
可・・・可能な範囲で検査する項目（計１４項目）

この水質検査計画に対する皆様のご意見をお寄せ下さい。

問い合わせ先　熊谷市 上下水道部 水道課　維持管理係
〒360-0811
熊谷市原島 1031 番地
TEL　048-520-4135
FAX　048-525-9976
E-mail　suido@city.kumagaya.lg.jp